

徳島県告示第百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者	所在地	名称	指定介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	種類	サービスの廃止の届出の受理日	廃止の年月日
株式会社リハボワイト	徳島市南田宮二丁目一番四七号	訪問看護ステーションForYou	徳島市北常三島町二丁目一番地一	介護予防訪問看護	令和七年十二月二十五日	令和八年一月二十四日	
徳島県厚生農業協同組合連合会	同 北佐古一番町五番一 二二号	JA徳島厚生連訪問看護ステーションあわ	阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇番地一	同	同	同	同 二月二十八日
有限会社東四国メデイカルサービス	同 徳島町二丁目五五番 地二	いちご福祉用具センター	徳島市昭和町八丁目四八番 地三〇	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防 福祉用具販売	令和八年一月二十三日	同	